

協議事項（2）被保険者証の有効期限の一部変更について（案）

1. 変更する理由

毎年7月中旬には8月1日から有効の新しい被保険者証（有効期限は翌年7月31日）を、被保険者本人へ郵送（簡易書留）しています。

一方、各市町において7月中に住所変更や氏名変更、または世帯構成や所得の変更等により一部負担金割合が異なった場合、その時点で被保険者証の交付を各市町の窓口にて行っているが、窓口交付後に新しい被保険者証が中旬以降に郵送で届くため、被保険者にとって戸惑う原因となっている。

また7月中の転入等については、当年度の有効期限の被保険者証と翌年度の有効期限の被保険者証の2通が交付されることとなる。

これらの重複交付の改善を図るため、7月中に被保険者証を市町窓口において発行する場合は有効期限を当該年度から翌年の7月末に変更したい。（7月年齢到達者の交付及び紛失等による被保険者証の再交付の場合は除く）

例1 平成22年7月8日転入の場合

現行の有効期限	変更後の有効期限
平成 <u>22</u> 年7月31日	→ 平成 <u>23</u> 年7月31日

例2 平成22年7月23日生活保護廃止

現行の有効期限	変更後の有効期限
平成 <u>22</u> 年7月31日	→ 平成 <u>23</u> 年7月31日